

令和元年10月31日

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の令和元年度(平成31年度)における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の5第3項の規定に基づき、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年9月30日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を下記のとおり公表する。

記

品 名	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
	下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
生鮮等牛肉	171,475 トン	145,385 トン	26,090 トン
	83,735 トン	67,260 トン	16,475 トン
冷凍牛肉	225,345 トン	184,328 トン	41,017 トン
	81,213 トン	61,969 トン	19,244 トン

【備考】

- ・「生鮮等牛肉」及び「冷凍牛肉」は、関税暫定措置法第7条の5第1項に規定する物品。
- ・各協定対象外輸入数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の原産品及び締約国産物品に係る輸入数量(EPA適用分相当)を控除した数量。
- ・輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第1号に規定する、第2四半期における「第1号に係る輸入基準数量」及び「第1号に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ・緊急措置の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。